明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（二四〇）　二
○毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（二四一）　二
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二四二）　二
○スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（二四三）　三

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一一〇）　四
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二五）　四

〔告　示〕

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**四〇八）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**二二二二）　四
○収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件（**同**二二三）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一四七一～一四七五）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二五五～二六〇）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**二一八～二二一）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**二一二）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二一三）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二二四）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**一七九）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**四一六～四一九）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二四九）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四三、一四四）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**一五〇）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省　外務省　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
法　務　一二
公証人任免（法務省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等に関する公示、弁護士資格認定、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二九
会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（国土交通省）

1　公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、特定扶養親族に係る控除を見直すこととした。（第一条関係）
2　この政令は、平成二三年一月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（厚生労働省）

1　四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）については、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬を可能にすることとした。（第四〇条の二関係）
2　一に規定する容器で運搬する際には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であって、自動車燃料用アンチノック剤である旨が表示されていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとすることとした。（第四〇条の三関係）
3　一に規定する容器で運搬する際における積載の態様について基準を定めることとした。（第四〇条の四関係）
4　この政令は、平成二三年二月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）
㈠　三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤
㈡　オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
㈢　一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤